

国民健康保険と後期高齢者医療制度の高額療養費自己負担限度額が変わります



8月から下表のとおり変わります。詳しくは、右の二次元コードから市HPをご確認ください。

国民健康保険について…医療保険課国保係(☎44 - 8265)／後期高齢者医療制度について…医療保険課医療助成係(☎44 - 8267)



▲国民健康保険



▲後期高齢者医療

70歳以上

所得区分		月単位の上限額		年単位の上限額(新設)
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)		270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1 % 〈4回目以降は140,100円〉		1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上690万円未満)		179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1 % 〈4回目以降は93,000円〉		1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上380万円未満)		85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1 % 〈4回目以降は44,400円〉		530,000円
一般 (課税所得145万円未満)		22,000円 〈年間上限216,000円〉	61,500円 〈4回目以降は44,400円〉	
非課税世帯 住民税	区分Ⅱ	11,000円 〈年間上限96,000円〉	25,700円 〈4回目以降は24,600円〉	290,000円
	区分Ⅰ (収入から必要経費・控除を差し引いたとき0円になる)	8,000円	15,700円	180,000円

70歳未満

所得区分	月単位の上限額	年単位の上限額(新設)
区分ア (基礎控除後の所得が901万円を超える世帯)	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1 % 〈4回目以降は140,100円〉	1,680,000円
区分イ (基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯)	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1 % 〈4回目以降は93,000円〉	1,110,000円
区分ウ (基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯)	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1 % 〈4回目以降は44,400円〉	530,000円
区分エ (基礎控除後の所得が210万円以下の世帯)	61,500円 〈4回目以降は44,400円〉	
区分オ (住民税非課税世帯)	36,900円 〈4回目以降は24,600円〉	290,000円

国民健康保険の人

「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」の有効期限は毎年7月31日までです。継続して認定証が必要な人は、8月中に認定証交付の申請手続きをしてください。※マイナ保険証で医療機関などを受診する場合は、認定証の取得は必要ありません。(マイナ保険証に対応していない医療機関を受診するときや、申請月以前12か月以内に91日以上入院をしたときは取得が必要な場合があります。)

後期高齢者医療の人

マイナ保険証または限度区分が併記された資格確認書を提示して医療機関などを受診した場合、入院または高額な外来診療費と食事代が、月単位で一定の限度額になります。資格確認書に限度区分を併記するには、申請が必要です。

また、住民税非課税世帯の人で12か月以内に91日以上入院をした場合、申請により入院時の食事代が減額となる場合があります。

申請場所＝医療保険課(市役所1階)、新里・黒保根支所市民生活課